

埼玉県議会政務活動費管理システム提供業務に関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

埼玉県議会政務活動費管理システム提供業務は、政務活動費の管理・精算をデジタル化することにより、議員及び事務局の負担軽減と業務効率の向上を目的とする。

この企画提案競技では、埼玉県議会政務活動費管理システム提供業務を実施するに当たり、高度な専門的知識やノウハウに基づく優れた提案を企画提案により募集するものである。

2 企画提案書の提出を求める事項

(1)企画提案書の提出を求める業務の名称

埼玉県議会政務活動費管理システム提供業務(以下「本業務」という。)

(2)業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3)予算額

3,315,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※この金額は当該業務の上限額であり、この範囲内で財務規則第94条の規定により予定価格を定める。

(4)契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することのできる者は、(1)～(8)までに掲げる条件を全て満たす者とする。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。

(3)本業務の募集開始日から契約相手方の決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4)本業務の募集開始日から契約相手方の決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

(6)「令和7・8年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿」(以下、「名簿」という。)の業種区分「販売」、営業品目(大分類)に「OA機器・用品」、営業品目(小分類)に「ソフトウェア」の業務が登録されていること。

(7)名簿の等級区分はA等級、B等級又はC等級であること。

(8)過去5年以内に国又は地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3に規定する地方公共団体をいう。)において、元請として、情報システムを提供し運用した実績を有する者であること。

(9)情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO/IEC27001」の認証を受けている者又は一般財団法人日本経済社会推進協会(JIPDEC)のプライバシーマークを取得している者であること。

4 スケジュール

質問事項受付開始	2月20日(金)
質問事項の受付期限	2月25日(水)17時
質問事項の回答	3月 2日(月)
企画提案競技参加申込書の提出期限	3月 4日(水)17時
企画提案書の提出期限	3月16日(月)17時
選考結果発表	3月26日(木)

5 企画提案募集から受注者決定までの手続

(1)質問の受付及び回答

ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

【質問方法】

募集要項の内容等に関する質問書(様式第4号)に記入の上、下記メールアドレスに送信するものとする。

(メールアドレス)a6210-03@pref.saitama.lg.jp

(メールの件名)【質問書】政務活動費管理システム提供業務

【質問受付期間】

令和8年2月25日(水)17時まで

イ 質問の回答

質問への回答は、令和8年3月2日(月)以降、県ホームページに掲載する。

(2)企画提案参加申込

本企画提案に参加を希望する者は、以下に基づき、あらかじめ参加申込を行うこと。

ア 提出書類

・企画提案競技参加申込書(様式第1号)

・会社概要(様式第2号)

※併せて会社概要パンフレット等のPDFファイルを添付すること。

・情報システムに係る実績書(様式第3号)

※併せてその実績を有することが確認できる書類を添付すること。

イ 受付期限

令和8年3月4日(水)17時まで

ウ 提出方法・提出先

電子メールにより、以下のメールアドレス宛てに提出すること。

メール送信後に必ず到達確認の電話をすること。

(メールアドレス)a6210-03@pref.saitama.lg.jp

(メールの件名)【企画提案参加申込】政務活動費管理システム提供業務

(電話)048-830-6217

(3)企画提案書の提出等

企画提案書の提出及び試行用システムの利用を以下に基づき行うものとする。

ア 提出書類等

別添「政務活動費管理システム提供業務提案要求仕様書」を参照の上、実施要領「6企画提案書」に示す書類を提出し、併せて審査に使用するため、試行用システムを利用可能にすること。

イ 受付期限

令和8年3月16日(月)17時まで

ウ 提出方法・提出先

電子メールにより、以下のメールアドレス宛てに提出すること。

メール送信後に必ず到達確認の電話をすること。

(メールアドレス)a6210-03@pref.saitama.lg.jp

(メールの件名)【提案書等】政務活動費管理システム提供業務

(電話)048-830-6217

エ その他

・企画提案は、1提案者につき1提案に限る。(複数提案は不可)

・企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。

ただし、添付書類の不足など書類に不備がある場合は、補正を命じることがある。

6 企画提案書

企画提案書は以下の構成とすること。

様式は任意とするが、A4判横長、最大20ページの範囲内(表紙、目次及び添付書類除く。)で作成すること。

提案書のファイル形式はMicrosoft PowerPoint形式又はPDF形式とすること。

(1)表紙

・表題(政務活動費管理システム提供業務企画提案書)

・応募者の所在地、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

(2)目次

(3)提案内容等

「政務活動費管理システム提供業務提案仕様書」に記載されている各提案事項について、それぞれ具体的に記載すること。

(4)添付書類

・別紙 機能要件表

※対応の可否を記載すること。

・見積書

※様式は任意とする。

※本業務について、項目、単価等の積算内訳を明らかにすること。

※宛名は「埼玉県知事大野元裕」宛とし、代表者印の押印は不要。

7 契約先候補の選考方法

本事業における契約先候補者については、以下の審査を経て選定する。

(1)書類審査及びシステムの試行による審査

ア 提出された企画提案書に基づく書類審査を実施する。

イ 試行用システムを実際に操作し、UI/UXについて審査を行う。

ウ 審査の結果は、参加者全員に対して、3月26日(木)以降に電子メールで通知する予定である。

8 契約先候補者の選定基準

本事業における契約先候補者の選定基準については、別添「政務活動費管理システム提供業務企画提案評価基準書」及び「政務活動費管理システム提供業務評価項目一覧」を参照すること。

9 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者(審査の結果、総合点が最も高かった提案者)と業務履行に必要な協議を行い、協議が調った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約を締結する。なお、協議の上、企画提案書の一部を変更する場合がある。

契約先候補者と協議が調わない場合は、総合点が次に高かった者と改めて協議を行う。

10 選定結果

選定結果は個別に通知するとともに、県ホームページに掲載する。

なお、情報公開請求があった際には、請求に応じて埼玉県情報公開条例で定める不開示情報を除き、契約の相手方となる提案者の企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

11 契約保証金について

(1)「9 契約の相手方の決定方法」により埼玉県と合意に達した契約先候補者は、埼玉県財務規則第81条第1項の規定により契約締結の日までに契約保証金契約金額の100分の1以上を納めること。

(2)上記にかかわらず、埼玉県財務規則第81条第2項に該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。

12 その他留意事項

(1)次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの

エ 指定する提出期限を超えて提出(到達)したもの

オ 提出書類に不足があるもの

カ 企画提案協議参加申込書等に代表者の記名がないもの

キ 予定価格を超える金額で見積書を提出したもの

- ク 見積金額を訂正したもの
- ケ 誤字、脱字等により意思表明が不明瞭であるもの

(2)企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3)その他

- ア 参加申請に係る全ての費用は参加者の負担とする。
- イ 提出された参加申請に係る全ての書類について返却しない。

13 問合せ先

埼玉県議会事務局総務課 石川・古谷
(住所)埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
(メールアドレス)a6210-03@pref.saitama.lg.jp